

長崎県総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県総合教育会議運営要綱（以下「会議運営要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、長崎県総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（様式第1号）を指定の期日までに会議事務局へ提出しなければならない。

- 2 傍聴人は先着順とし、定員になり次第、締め切るものとする。
- 3 傍聴人は、その権利を他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(報道関係者等の傍聴許可)

第3条 前条の規定に関わらず、報道関係者及び官公署の職員で知事が特に傍聴を許可する必要があると認める者については、会議を傍聴することができる。

- 2 前項の規定により会議を傍聴する者のための傍聴席は、前条に定める傍聴席と別に設けるものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカード、掲示板、張り紙、ビラその他これらに類する物を所持する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談笑、喚声、拍手等をしないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は異様な服装をしないこと。
- (5) 帽子、襟巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により知事の許可を受けた場合は除く。
- (6) 撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。ただし、報道関係者が傍聴する場合で、知事の許可を受けたときは除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 知事は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、直ちに退場しなければならない。

- (1) 前項の規定により、知事が退場を命じた場合
- (2) 会議運営要綱第6条第1項ただし書の規定により、会議が非公開(秘密会)とされた場合
- (3) 会議が閉会された場合

(その他)

第7条 会議を傍聴しようとする者及び傍聴人は、第2条から前条までに規定するもののほか、知事の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から適用する。